

国保だより

発行
伯耆町役場
健康対策課 健康増進室

◇国民健康保険 被保険者証の交付について（年度更新）

現在交付している国民健康保険被保険者証は、基本7月31日が有効期限です。

8月1日からの被保険者証については、7月中旬に郵便局の簡易書留で郵送する予定です。

※届いたら、保険証を確認してください

制度改正に伴い「鳥取県」が標記されます

家族分を送付しますので、複数入っている場合はご確認ください

有効期限について、基本は平成31年7月31日となります。ただし、次に該当する方は期限が短くなっています。

- ・退職区分の方で平成31年7月31日までに65歳になられる方
- ・平成31年7月31日までに70歳になられる方
- ・平成31年7月31日までに75歳になられる方

有効期限以降の被保険者証については、有効期限の前月に郵送する予定です。

※保険証が届かない場合、次のような事例がありますので、ご確認ください。

事例	対応方法
別宅（介護施設等）で生活している	郵便局で「転居・転送サービス」をするなど、郵便が受け取れるように確認しておいてください。
他の健康保険へ加入している。または、他の健康保険を脱退した。	退職等により、社会保険等を脱退された方。もしくは、新たに就職して社会保険等へ加入した際は、国民健康保険への加入・脱退の手続きが必要です。 役場への手続きをお願いします。

保険証が届いていない	<p>被保険証が届かない場合、次の項目をご確認ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 世帯主の名前で郵送し、ご家族の保険証も同封しています。 2) 郵便局の簡易書留で郵送を予定しています。受け取りはサイン等を求められますので、ご家族のどなたかが受け取りをされているケースがあります。ご家族にもご確認ください。 3) 不在の場合は、不在票がポスト等に入っています。不在票に記載されている連絡先に電話していただき、受け取りをお願いします。 4) 不在票を投函されてから数日経過すると、役場へ返送されます。受け取りができなかった場合は、一度役場へご連絡ください。
------------	--

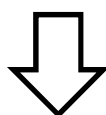
◇高額療養費の制度変更

平成 30 年 8 月から高額療養費の自己負担限度額（月額）が変更されます。

今後、入院や医療費が高額になるような場合は、限度額認定証を発行しますので、新しい保険証・印鑑を持って役場までお越しください。

（変更前：平成 30 年 7 月まで）

所得区分	外来 + 入院（世帯ごと）	
	外来（個人ごと）	
現役並み	57,600 円	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1%
一般	14,000 円（年間 144,000 円）	57,600 円
低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円
低所得者Ⅰ	8,000 円	15,000 円



（変更後：平成 30 年 8 月以降）

所得区分	外来 + 入院（世帯ごと）	
	外来（個人ごと）	
現役並み	課税所得 690 万円以上	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1% ※1
	課税所得 380 万円以上	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1% ※1
	課税所得 145 万円以上	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1% ※1
一般（ 課税所得 145 万円未満等 ）	18,000 円	57,600 円
低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円
低所得者Ⅰ	8,000 円	15,000 円

※1 過去 12 か月間に限度額を超えた高額療養費の支給が 4 回以上あった場合（多数回該当）は、4 回目以降は計算が変わります。